

**【基本理念】**  
 学校教育目標である、互いに「聴き合い、学び合い、響き合う」生徒の育成を目指すにあたり、「いじめは、生徒の人権及び心身の健全な成長を著しく毀損するものである。また、人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことに鑑み、学校の内外を問わず、いじめ防止のために万全の対策を講じる。

**【いじめの禁止】**  
 生徒は、学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

**【学校及び教職員の責務】**

- (1) 学校は、「いじめほどの学校、生徒にも起こる」という認識のもと、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安全に安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じる。
- (2) 全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期共有・再発防止等、いじめ防止に努める。
- (3) 特に早期発見については、研修や情報共有を通じて生徒の変化を観る目を互いに養い、いじめの兆候を決して看過しない。

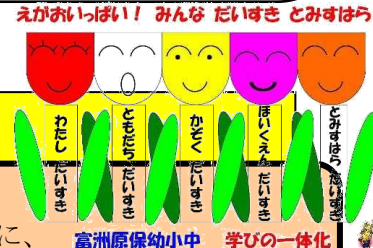
**【理念】**  
**【方針】**  
**【責務】**

**【対応】**

- ◆組織に関すること
- ①学校教育目標とともに基本方針を推進するにあたり、中心的役割を担ういじめ防止対策委員会を設置する。メンバーを校長、教頭、学年主任、生徒指導主事、学年生指担当者、養護教諭、スクールカウンセラーとする。なお、必要に応じて、メンバーを追加する。
  - ②いじめ対応委員会の主な活動は以下のとおりとする。
    - ・「いじめ実態調査アンケート」及びQUの実施と結果に基づく対応策の協議
    - ・教職員のいじめに関する実例研修の実施
    - ・その他いじめ防止、早期発見早期対応、解決、再発防止等についての協議
    - ・家庭教育支援の啓発と学校づくり協力者会議への参加

**【基本方針】**

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめゼロ」をいじめ防止のスローガンに掲げ、生徒・教職員・保護者・地域住民が一丸となって、全力でいじめ防止に努める。
- (2) 学級・学年・部活動等が望ましい集団であるよう指導の充実を図るとともに、生徒一人ひとりの自己肯定感・自己存在感の涵養に努める。
- (3) 生徒の豊かな情操と道徳心・いじめを許さない心を培うとともに、自他共に尊重する精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については「予防」「対応」「相談」「連携」「組織」「啓発」の6観点から基本的な対策を講じるとともに、特にインターネットを通じて行われるいじめ及び重大事案に対する対策等については、必要に応じて「いじめ対応委員会」で協議する。



**【予防】【早期発見】【啓発】【連携】**

**■柔らかな環境づくり**

- 授業づくり等：わかる授業づくり、小グループを活用するなど子どもたちが互いに関わり合う授業づくりに努める。また、ベーシック学習を活用して、基礎的基本的な力の定着を図る。
- 仲間づくり：学級・学年・部活動等での望ましい仲間づくりを推進するとともに、道徳の時間や体験活動、及び人権教育の充実を図る。
- 見守り等：教職員は、いじめの兆候をいち早く察知するために、休み時間等生徒の身近で見守り、平時から生徒との柔らかな人間関係の構築を図るとともに、相談に応じる体制を作る。
- 学習環境：花の設置や生徒の作品掲示、整理整頓・清掃等、落ち着いた、子どもたちの活動が評価される環境づくりに努める。また、環境の乱れ等、いじめの兆候が見られないかにも留意する。

※ すべての教育活動を通じて、生徒相互及び生徒と教職員のコミュニケーションの確立を図る。

※ 保護者・地域住民と教職員の信頼関係の確立を図る。

**■相談等**

- 生徒の変化を適切にとらえるために、富洲原保幼小中 学びの一体化 定期に「いじめ実態調査」を実施するとともに、毎日の生活ノートの有効活用を図る。
- 教育相談活動の充実を図る。
  - ・教育相談の定期開催とQU実施後の教育相談
  - ・日頃の情報共有に基づく、教育相談の効果的な実施
- SC及び養護教諭、教職員相互の情報交換により、生徒の心身の状況等を把握し、幅広い情報収集に努める。

**■連携**

- 三者懇談、PTA活動及び地域会議などあらゆる機会を利用して、保護者や地域住民との連携を十分に図る。
- 学校ホームページ、学校だより等を通じた適切な情報提供に努めるとともに、積極的に地域行事等に参加することにより、地域住民との連携を深めるものとする。
- 所轄警察署の生活安全課や地域課に定期的に訪問し、関係機関との連携を十分に深めておく。

**■啓発**

- いじめに関する事例研究会を開催し、教職員のいじめに対する対応力を高める。
- 生徒会の活動を通して、生徒自身でいじめ防止についての意識高揚を図るよう指導する。
- 地域会議や授業参観時などを活用し、保護者や地域への啓発活動に努める。
- いじめ防止の教育については、道徳の年間指導計画に組み入れ、全教職員共通理解のもと推進する。
- 学校に相談できずに問題が深刻化することを防ぐために、生徒及び保護者に外部相談機関を必要に応じて周知する。
  - ・男女共同参画課(家庭問題) 059-354-8335
  - ・いじめ体罰相談(学校問題) 059-354-8169
  - ・教育支援課(不登校・発達障害) 059-354-8285
  - ・青少年相談(家庭・学校問題) 059-352-4188
  - ・人権に関する相談 059-354-8610
  - ・被害少年、問題行動等 059-354-7867 など

**■対応に関すること**

- ①いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ること。
- ②常に被害者の立場に立った対応を心がけること。
- ③学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
- ④対応の各段階においては右図の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段 階	留 意 点
事実把握	○正確で偏りのない 事実調査 ○管理職へのすみやかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化 ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害者の心情理解 ○原因の把握 ○加害者への指導 ○被害者と加害者の融和
継続支援	○正確な経過観察(3か月以上) ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

**■重大事案への対応について**

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされたり、あるいは多人数によるいじめが相当期間継続しているなどの重大事案の対応については、次の点に留意しながら厳正に対応するものとする。

- (1) すみやかに四日市市教育委員会に事案発生報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- (2) 被害生徒について、いじめの解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について市教育委員会と協議する。
- (3) 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について市教育委員会と協議する。

**■インターネットを通じて行われるいじめに対する対策**

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

- (1) 学校で行われる対策
  - ①情報モラル教育の充実に努め、ネット社会の功罪について確かな理解を図る。
  - ②携帯電話、スマートフォン等の校内への持ち込み及び校外での使用を禁止する。
- (2) 家庭に対して行われる対策
  - ①生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、家庭でルールを作り、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
  - ②LINE や掲示板等への書き込み等については、校外(家庭等)で行われることが多いことから、新入生説明会、PTA総会、地域会議等で保護者への啓発活動を行う。